

**外国の金融商品取引所に上場する内国会社の重複上場に係る
有価証券上場規程等の一部改正について**

平成26年5月22日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年5月31日から施行します。

今回の改正は、内国会社が、当取引所に外国の金融商品取引所との重複上場を行う場合（外国の金融商品取引所との同時上場を行う場合を含みます。）について、株主・投資者に対し、国内における流通の場を提供するとともに、金融商品取引法による保護や当取引所の適時開示制度による利便性を提供しようとするものです。

II 改正概要

- ・外国の金融商品取引所に上場し、又は上場することとなる内国会社は、流通株式比率及び流通株式時価総額の上場審査基準に関して、いずれかの基準に適合すれば足りるものとします。
(外国の金融商品取引所に上場することとなる外国会社についても同様に取り扱うものとします。)

(備 考)

- ・有価証券上場規程第205条等

III 施行日

本年5月31日から施行します。

以 上